

新客観点数項目および点数

(令和4年10月1日から適用)

項目	内容	点数
一 地 域 要 件	所在地要件 塩尻市内に本社又は営業所等を有する業者に加点する。 ① 市内に本社を有する業者 ② 市内の営業所等の従業員数が20人以上の業者 ③ 市内の営業所等の従業員数が10人以上20人未満の業者 ④ 市内の営業所等の従業員数が10人未満の業者 《確認方法等》 ・ 入札参加資格申請時に本社又は営業所等の有無を確認する。 ・ 市税等が完納されている業者に限る。 ・ 市税等の納付状況は、毎年確認する。	55 15 10 5
	除雪・塩カル 散布業者 前年度に次の実績を有する業者に加点する。 ① 除雪の実績を有する業者で除雪延長が10Km以上の者 ② 除雪の実績を有する業者で除雪延長が5Km以上10Km未満の者 ③ 除雪の実績を有する業者で除雪延長が5Km未満の者 ④ 塩カル散布の実績を有する業者で散布延長が10km以上の者 ⑤ 塩カル散布の実績を有する業者で散布延長が5km以上10km未満の者 ⑥ 塩カル散布の実績を有する業者で散布延長が5km未満の者 《確認方法等》 ・ 建設課の資料で確認する。 ・ 新規に協力を希望する業者については、除雪等のための機材及び除雪等に対する体制等を確認し、条件を満たしている場合には、作業を依頼することとし、実績が確認できた翌登録年度から加点する。 なお、「水道施設」及び「管」工事には、加点しない。	25 20 15 15 10 5
	災害協定 ①塩尻市と災害協定を締結している業者に加点する。 《確認方法等》 ・ 災害協定の締結先を危機管理課に確認する。 ・ 組合等が締結している場合は、当該組合等を構成する者を含むこととし、構成員については、組合等から資料の提出を求める。 ・ 新規に締結を希望する業者については、申請書等の提出を求め協定を締結し、締結した翌登録年度から加点する。 ②地域防災計画に位置づけられた団体の構成員	10 10
	水道施設等 の修理業者 前年度に水道施設等修理工番の実績を有する業者に加点する。 《確認方法等》 ・ 上水道課の資料で確認する。 ・ 新規に協力を希望する業者については、水道当番に対する体制等を確認し、条件を満たしている場合には、水道当番を依頼することとし、実績が確認できた翌登録年度から加点する。 なお、「水道施設」及び「管」工事に限り、加点する。	20

	ボランティア活動等	<p>前年度に次の実績を有する業者に加点する。</p> <p>① 塩尻市が主催する行事等への参加協力</p> <p>② ボランティア活動等の地域貢献活動実績</p> <p>③ 塩尻市消防団協力事業所の認定業者 《確認方法等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①については、行事等の担当課に参加業者を確認する。 ※該当する行事等は、原則として次のとおりとする。 ア みんなで守ろう高ボッチ高原の自然、水道週間清掃活動 イ 市長が認める行事 ②については、自己申告とし、地域貢献の実績調書等の提出を求める。 ※該当する活動は、原則として次のとおりとする。 ア 公共用地又は公共施設（学校、保育園、福祉施設、公園、河川敷、広範囲に渡る公共道路等）の清掃、整備又は修繕等 （注：自社周辺に限った清掃等は対象外） イ 区又は地区等の要請により、地域内の清掃等への協力 ウ 市長が認める活動 組合等での実績であっても、実際に参加している構成員の実績とするので、参加したことが確認できる書類等を求める。 ③については、認定事業所を危機管理課に確認する。 従業員の3パーセント以上が消防団員として入団し、消防団活動について積極的に配慮している場合に限り加点する。 新規に締結を希望する業者については、協力事業所と認定された翌登録年度から加点する。 	5 5 5
II	ISO等の認証取得	<p>① ISO9000 シーズの認証を取得している業者</p> <p>② ISO14000 シーズの認証、エコアクション21の認証登録又は塩尻スタンダードの認証登録している業者 《確認方法等》</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己申告とし、入札参加資格審査申請時に認証の写しの提出を求める。 	5 5
III	指名停止	<p>直前2年度における指名停止に応じて減点する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 直前2年度における指名停止月数×(-10)点 指名停止期間が1か月に満たない期間がある場合は、1か月として算出する。 <p>《確認方法等》</p> <ul style="list-style-type: none"> 財政課契約検査係の資料で確認する。 	
IV	① 工事成績評定	<p>直前2年度の工事成績評定に応じて加点（減点）する。 （工事成績評定の平均点-60点）×0.5（最大20点） ※工事件数2件以上の場合のみ加点とする。 小数点以下1位を四捨五入し整数とする。 特定JVの場合はそれぞれの業者に加点 《確認方法等》</p> <ul style="list-style-type: none"> 財政課契約検査係の資料で確認する。 	20
	② 優良表彰	<p>直前2年度に塩尻市から受けた業者に加点する。 《確認方法等》</p> <ul style="list-style-type: none"> 財政課契約検査係の資料で確認する。 	5
V	① 子育て応援宣言	<p>県が実施している「社員の子育て応援宣言」制度に登録している業者に加点する。 《確認方法等》</p> <ul style="list-style-type: none"> 県ホームページで登録業者を確認する。 	5
	② 障がい者雇用	<ul style="list-style-type: none"> 前年度の6月1日における障がい者の法定雇用率達成者 前年度の1月1日において雇用義務のない者が障がい者を雇用 	5

※ 対 象

塩尻市内に本社又は営業所等を有する建設業者に付与する。